

## VII 水洗化促進等の制度

### 1. 私道への下水道管設置

私道に面した既存住居の、下水排除と水洗化の普及による生活環境の改善を更に推進するため、私道の基準に適合した場合、申請により下水道管布設の要件を審査し、すべて満たす場合、市費で公共下水道管を布設します。

#### 【私道の基準】

- ①道路の形態をしており、誰もがいつでも通れる公衆用道路であること。
- ②私道に接道する住居が2戸以上あること。
- ③公共下水道事業計画区域内であること。
- ④下水道工事及び維持管理作業が可能な形態をしていること。
- ⑤私道敷地の地番が特定でき、現地において所在が確認できること。

#### 【下水道管布設の要件】

- ①下水道管布設後、遅滞なく水洗化等排水設備工事を施行する戸数が一定以上あること。

水洗化が可能となる戸数	水洗化を希望する戸数
2戸	2戸
3戸	3戸
4戸	3戸以上
5戸	4戸以上
6戸以上	70%以上

- ②私道の土地所有者及びその他の権利者からの土地使用承諾があること。
- ③下水道工事の支障となる物件がある場合、当該物件を移転、除去等することについて所有者からの承諾があること。
- ④ポンプ施設が必要な場合、施設用地を私道敷地外で確保できること。

### 2. 自家用汚水ポンプ施設設置等補助制度

処理区域内で河川等による障害、又は低地等立地条件によって、汚水を自然流下によって公共下水道へ直接排除することが困難な敷地にあつて、既設のくみ取り便所の水洗化等のため、自家用汚水ポンプ施設を設置し、又は、既存の自家用汚水ポンプ施設を更新しようとする方について、補助金を交付しています。

区 分	新 設 補 助	更 新 補 助
対象工事	・圧送管、汚水槽及び汚水ポンプの設置工事 ・ポンプ施設に連結する敷地内最終汚水ますまでの排水設備工事	・汚水槽、汚水ポンプ施設の更新 ・現形復旧に係る工事
条 件	・市税及び受益者負担金を完納している者	・設置もしくは更新後8年以上経過 ・市税及び受益者負担金・下水道使用料を完納している者
補 助 額	対象経費全額	対象経費の8割以内

### 3. 水洗便所改造資金融資あっせん制度

処理区域内で既設のくみ取り便所、又は、し尿浄化槽を水洗便所に改造しようとする方に対し、水洗便所等改造資金について、市が指定した金融機関に融資のあっせんを行い、低利資金での借入が行えるようにしているものです。

- ① 融資額…自己の居住用家屋の便所を水洗便所に改造工事する場合にあっては、1 件につき 100 万円、共同住宅の便所を水洗便所に改造工事する場合にあっては、1 件につき 300 万円を限度とする。(但し、10 万円以上の工事を対象)
- ② 返済方法… 60 か月以内で毎月元利均等返済
- ③ 利率… 年 1.8 %
- ④ 融資対象者
  - ・独立の生計を営む方
  - ・融資資金の償還能力を有する方
  - ・市税及び下水道受益者負担金を滞納していない方
- ⑤ 融資取扱金融機関  
滋賀銀行、関西アーバン銀行、京都信用金庫、レーク大津農業協同組合

### 4. 水洗便所改造費補助制度

公共下水道の供用開始から 3 年以内に、既設のくみ取り便所、又は、し尿浄化槽を水洗便所に改造しようとする方に対して、対象経費の 1 / 2 の額で上限 9 万 7 千円を補助金として交付しています。

ただし、市民税が、非課税又は均等割のみが課税されている人で構成されている世帯が対象です。

### 5. 生活保護世帯水洗便所改造等補助制度

生活保護法に基づく生活扶助を受けている方が、くみ取り便所等を水洗便所に改造する場合に、補助金を交付しています。

### 6. 下水道排水設備指定工事店制度

水洗便所や台所からの汚水を公共汚水ますまで導く排水設備の工事は、条例等に基づき大津市下水道排水設備指定工事店が施工することとなっています。これは排水設備の施工不良によるトラブル等で利用者の生活に支障が生じたり、また、機能に悪影響をおよぼすことのないように、専門的な知識と技術を持った責任技術者が従事する工事店を市が指定し、市の管理のもとに排水設備の工事を行わせる制度です。平成26年4月1日現在、指定工事店は200社となっています。